令和9・10年度　上作延・千代ヶ丘地域交流農園　利用者募集案内

1 はじめに　必ずお読みください

(1) 地域交流農園とは

①地域交流農園は、市民の農体験、地域交流の場の確保及び農地の保全と活用を目的として、市が開設している市民向けの農園です。

②利用者は、**全員が必ず各々の地域交流農園管理組合(以下、管理組合)に加入します。**

③利用者は、毎年度、市へ貸付料を、利用者管理組合へ組合費をそれぞれお支払いいただきます。

④管理組合は、農園の円滑な運用のため、園内掲示板や必要に応じてメール等で利用者に連絡を行います。

(2) 市と管理組合の主な役割

①市は、利用者からの貸付料を基に、地域交流農園全体で共通する管理事務や、園内整備等を行います。

②利用者管理組合は、利用者からの組合費を基に、区画外の通路の草刈清掃、農機具等の管理、水道代の支払い等を行います(利用者同士で行います)。

(3) 管理組合について

①利用者は、全員が必ず各々の管理組合に加入し、総会で、役員(組合長、副組合長、会計、監事)を互選します。

・組合長は、組合を代表して、市と地域交流農園の管理に関する協定を締結します。組合長は、主に、市との連絡窓口、管理組合の活動のとりまとめなどの役割があります。

・副組合長は、組合長を補佐する役割を担い、会計は、組合費の徴収・管理や、経費の支払い等を行います。

②**組合長、副組合長、会計を引き受けていただくことを条件として**、当選確率が高い「役員区画」の利用者を募集します。**管理組合の役員の互選にあたり、役員区画への応募や立候補者等がいない場合は、設立総会で利用者の中からくじ引きで決まります。**くじ引きで当選した場合はお引き受けいただくことになります。

2 申込みにあたっての注意点

(1) 申込みは、**1家族につき1農園(1通)**のみです。

(2) 地域交流農園は農地所有者から借受けて開園しております。農地所有者の都合により、利用期間内に地域交流農園が閉園となる場合は、利用区画を返還していただくことがあります。この場合、川崎市は残存する未収穫の作物・資材等を補償しません。御了承ください。

(3) 農園を主に利用する方がお申し込みください。同一家族でその他に利用する方がいる場合は、申込書に氏名・続柄を記載してください。

(4) **申込期限内に必着した場合でも、内容に不備があった場合は申込みを無効とさせていただきます。**募集案内の記載事項を十分御理解の上、お申し込みください。

(例1) 同一家族で複数通の応募が確認された場合。

※申込者、その他の利用者の重複が確認された場合、すべての申込みが無効となります。

(例2)他人名義での応募等の不正が確認された場合

(例3)**郵送での申込みで、切手付きの返信用封筒を同封していない場合や、切手の金額が不足している場合、往復ハガキで申し込んだ場合**

3 募集区画について

(1)区画の概要

今回募集する全ての区画では、利用者入替に伴う機械耕運や区画境界の紐の設置を行っていません(境界には杭のみ設置)。そのため、利用開始時には表面の不要物等は除かれていますが、それ以外は前利用者が使用していた状態のままとなりますので、御了承の上お申し込みください。

【申込み・問い合わせ先】 川崎市都市農業振興センター農業振興課
〒213-0015 川崎市高津区梶ケ谷2－1－7 JA セレサ梶ヶ谷ビル2F
電話 044-860-2462　メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp

(2)募集対象の地域交流農園及び募集区画数

①募集区画は、地域区画と一般区画、役員区画があります。

②地域区画は、農園が地域交流の場となるよう設けられている区画で、各農園が所在する地域に在住の方に利用いただく区画です。農園ごとの地域区画の対象住所は下の表をご覧ください。

③役員区画及び地域区画の申込みが定員を超えた場合に抽選が行われます。落選された方は、一般区画での抽選に回っていただきます。

【表】各農園の募集内容

農園名	所在地	募集区画数及び地域区画の対象	面積
上作延	高津区上作延944番5	60区画(①地域区画20、②一般区画37、③役員区画3) 地域区画＝「高津区上作延」及び「高津区向ヶ丘」にお住まいの方	1区画あたり10㎡
千代ヶ丘	麻生区千代ヶ丘7丁目5番	108区画(①地域区画36、②一般区画69、③役員区画3) 地域区画＝「麻生区千代ヶ丘」及び「麻生区細山」にお住まいの方	

※各農園の案内地図は、P5を、又は、右の二次元コードからご覧ください。

農園案内地図

4 利用資格・申込条件

(1) 市内在住であること。

(2) 申込みを行った地域交流農園の管理組合に加入すること。

(3) 菅生地域交流農園の利用者ではないこと。

(4) 上作延地域交流農園、千代ヶ丘地域交流農園のうちいずれか1農園のみの申込みであること(併願不可)。

(5) 駐車場がないため、公共交通機関、徒歩、自転車、バイク等で来園できること。

5 利用期間・時間

(1) 期間:令和９年４月１日(木)～令和11年３月２日(金)

(2) 時間:4月～9月 7:30～18:00／10月～3月 8:00～16:30

6 利用料の予定金額について(予定)

(予定) 1区画当たり 7,000円／年(内訳:貸付料3,000円＋組合費4,000円※1)

※1 組合費については、各農園の管理組合総会で決定するため変更となる場合があります。

※2 貸付料の納付先は川崎市(納入通知書)、組合費の納付先は管理組合(組合の口座へ振込)です。

※3 貸付料及び組合費の使途は、P1の「1(2)市と管理組合の主な役割」をご覧ください。

7 地域交流農園の利用にあたっての禁止行為・注意事項等

◇禁止行為 次の行為は行わないでください。

(1) 地域交流農園に、**工作物を設置**すること。

(2) 地域交流農園を、**営利目的で利用**すること。

(3) 地域交流農園を、**第三者に利用**させること。

(4) 地域交流農園に、**ごみ、汚物等を捨てる**こと。

(5) 地域交流農園で、**飲酒、喫煙**すること。

(6) 地域交流農園周辺で、**路上駐車**すること。

(7) 地域交流農園で、**果樹等の永年性作物を栽培**すること。

(8) 騒音、大声等を発する、又は暴力等を用いるなど他人に迷惑を及ぼすこと。

(9) その他、地域交流農園の目的に反すること。

◇利用の取消 次に該当する場合は利用を取消し、利用区画を返還していただきます。返還にあたっては、除草・清掃・整地をしてください。なお、既に納めていただいた貸付料及び組合費は返還いたしません。

(1) 利用辞退届を提出したとき。

(2) 利用者の資格要件(①市内在住。②菅生地域交流農園の利用者ではない。)を欠いたとき。

(3) 禁止行為をしたと認められたとき。

（4）地域交流農園の耕作を放棄したと認められたとき。
（5）貸付料を指定期日までに支払わなかったとき。
（6）1か月程度の長期間に渡り、市が利用者と連絡を取ることができないとき。
（7）管理組合の組合員の資格を喪失したとき。

◇利用にあたっての注意事項

（1）農園に駐車場はありません。お車での来園は御遠慮ください。事情があってどうしてもお車で来園する場合は近くのコインパーキング等をご利用下さい。路上駐車により、近隣のご理解を得られなくなると、農園を存続できなくなること（閉園）があります。

（2）**利用者入替に伴う機械耕運や区画境界の紐の設置について、市は行っていません（境界には杭のみ設置されています）。**貸付時に表面の不要物は取り除かれていますが、それ以外は以前の利用者が使用していたままの状態です。そのため、**地下に根や植物残渣がある場合があります。御了承ください。**

（3）栽培について
① **不耕作状態にならないよう、責任をもって御自身の区画を管理（除草・耕作）してください。**
② 抜き取った雑草や作物残渣等、ゴミはお持ち帰りください。
③ **区画外への私物の放置、耕作は禁止されています。区画外の私物・栽培植物は撤去してください。**
④ **支柱や栽培植物等の最大の高さは約 2mです。周辺区画の日照に御配慮ください。**
⑤ **利用者同士で区画を交換することはできません。**

（4）通路・外柵等の除草・清掃は利用者の皆様で管理をお願いします。市は、除草・清掃を原則行いません。

（5）農園内に利用者の方の名字のみ記載した区画図を掲示します。

（6）**地域交流農園は農地所有者から借受けて開設しています。農地所有者の都合により、利用期間内に地域交流農園が閉園となった場合、利用区画を返還していただくことがあります。この場合、市は残存する未収穫の作物を補償しません。**

（7）**引っ越し等により住所や連絡先が変わった場合は、必ず市まで連絡してください。各年度の利用開始日（令和9年度は令和9年4月1日、令和10年度は令和10年4月1日）以降に辞退の申出があった場合は、原則その年度の貸付料及び組合費を納付していただく必要があります。**4月以降に利用されない場合、必ず各年度の利用開始日の前日までに辞退の旨御連絡ください。

8 申込方法

（1）市ホームページの申込フォームからの申込み
（URL）https://logoform.jp/form/FUQz/1741572

申込フォーム

（2）郵送での申込み
P6「地域交流農園利用申込書」に必要事項を記載の上、申込者御自身の住所・宛名を書いた返信用封筒（110円切手を貼付）とともに御郵送ください。郵送先は、P1下段の「申込み・問い合わせ先」参照。

9 申込期限

令和8年11月2日（月）8時半から12月11日（金）17時まで（必着） ※1家族1通まで。定員を超えた場合は抽選となります。

10 申込みから利用までのスケジュール

（1）当落結果については、メールまたは返信用封筒で令和9年2月上旬頃までに発送予定です。
（2）2～3月に利用者説明会・管理組合設立総会を開催しますので御出席ください（詳細は別途通知します）。

農園名	開催予定の場所	内容
上作延	川崎市都市農業振興センター	①利用ガイドの説明 ②管理組合設立総会 ・役員の選出 ・事業計画（案） ・予算（案）　など
千代ヶ丘	麻生市民館又は細山会館	

記入例

地域交流農園利用申込書

（宛名）川崎市長

私は、地域交流農園における禁止行為、注意事項等の規定に従うことに同意し、責任をもって地域交流農園の区画の管理を行うことを誓約し、次のとおり申し込みます。

申込みは、１家族につき１農園（１通）までです。
※複数通の応募や他人名義を借りての応募など、**不正が確認された場合、すべての申込みが無効となります。**

【代表利用者（農園を主に利用する方・組合員）】

住所　〒０００－００００

川崎市　川崎　区　〇〇町１番地　〇〇〇マンション１０１号室

フリガナ　カワサキ　タロウ
氏名　川崎　太郎　　年齢　〇〇才

電話　〇〇〇－〇〇〇〇

携帯電話　０８０－〇〇〇〇－〇〇〇〇

メールアドレス　xxx-yyy@city.kawasaki.jp

日中連絡の取れる連絡先を御記入ください。市及び管理組合の連絡に不可欠なため、お持ちの方は**メールアドレスを必ず記載してください。**

農園までの交通手段　徒歩・(自転車)・バイク・公共機関・その他（　　）　※自動車は不可

交通手段を〇で囲んでください。**※自動車での来園はできません。**

代表利用者のほかに同一家族の利用者がいる場合は、必ず記載してください。

【同一家族のその他の利用者】

① 住所　川崎市　　区　　フリガナ　カワサキ　ハナコ　氏名　川崎　花子　続柄　妻

② 住所　川崎市　　区　　フリガナ　カワサキ　ジロウ　氏名　川崎　次郎　続柄　子

申込農園 （1 農園のみ 〇で囲む。）	上作延（一般・地域）　・　上作延（役員）【組合長・副組合長・会計】 千代ヶ丘（一般・地域）　・　千代ヶ丘（役員）【組合長・副組合長・会計】

通常は、希望農園の「一般・地域」に〇をしてください。
「役員」は、役員区画希望者のみ〇をしてください。役員区画は、利用者管理組合の役員就任を条件とする特別枠です（P1 参照）

●個人情報の取扱いについて
いただいた情報は、川崎市…せん。

●申込チェックリスト

☑Ｐ１の「１　はじめに」をよく確認した上で、管理組合への加入を了承しましたか。
☑Ｐ１の「２　申込みにあたっての注意点」をよく確認しましたか。
☑Ｐ２の「７　地域交流農園の利用にあたっての禁止行為・注意事項等」をよく確認しましたか。
☑申込書はこの様式を使用し、全ての必要事項（住所・氏名・年齢・連絡先・交通手段・同一世帯のその他の利用者・申込農園）を記載しましたか。
☑**110 円切手を貼り、ご自身の宛先を書いた返送用封筒を同封しましたか。**
☑農園の場所や行き方等について確認しましたか。

各農園案内地図

上作延地域交流農園
所在地:高津区上作延 944 番5



千代ヶ丘地域交流農園
所在地:麻生区千代ヶ丘7丁目5番



1 小田急線新百合ヶ丘駅から 小田急バス(新 02) 千代ヶ丘行で 千代ヶ丘下車 徒歩1分
2 小田急線新百合ヶ丘駅から 小田急バス(新 07) よみうりランド行で 千代ヶ丘下車 徒歩1分

地域交流農園利用申込書

（宛名）川崎市長

私は、地域交流農園における禁止行為、注意事項等の規定に従うことに同意し、責任をもって地域交流農園の区画の管理を行うことを誓約し、次のとおり申し込みます。

【代表利用者（農園を主に利用する方・組合員）】

住所　〒　　－

川崎市　　区

氏名（フリガナ）　　年齢　　才

電話

携帯電話

メールアドレス

農園までの交通手段　徒歩・自転車・バイク・

公共機関・その他（　　）　※自動車は不可

【同一家族のその他の利用者】

① 住所　川崎市　　区　　氏名（フリガナ）　　続柄

② 住所　川崎市　　区　　氏名（フリガナ）　　続柄

申込農園 （1農園のみ ○で囲む。）	上作延（一般・地域）　・　上作延（役員）【組合長・副組合長・会計】 千代ヶ丘（一般・地域）　・　千代ヶ丘（役員）【組合長・副組合長・会計】

●個人情報の取扱いについて

いただいた情報は、川崎市地域交流農園事業の管理・運営における利用目的以外での利用はしません。

●申込チェックリスト

□Ｐ１の「１　はじめに」をよく確認した上で、管理組合への加入を了承しましたか。

□Ｐ１の「２　申込みにあたっての注意点」をよく確認しましたか。

□Ｐ２の「７　地域交流農園の利用にあたっての禁止行為・注意事項等」をよく確認しましたか。

□申込書はこの様式を使用し、全ての必要事項（住所・氏名・年齢・連絡先・交通手段・同一世帯のその他の利用者・申込農園）を記載しましたか。

□**110円切手を貼り、御自身の宛先を書いた返送用封筒を同封しましたか。**

□農園の場所や行き方等について確認しましたか。